

鹿 児 島 県 公 報

平成30年12月25日（火）第3480号



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 （ 毎 週 火 ， 金 ）

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

条 例

- 鹿児島県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（※）（市町村課取扱い） 1
- 鹿児島県手数料徴収条例の一部を改正する条例（※）（財政課取扱い） 2
- 鹿児島県県民の日を定める条例（※）（生活・文化課取扱い） 3
- 病院及び診療所の人員及び施設等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（※）
（保健医療福祉課取扱い） 3
- 鹿児島県屋外広告物条例の一部を改正する条例（※）（都市計画課取扱い） 5
- 鹿児島県工業用水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（※）
（工業用水課取扱い） 6

条 例

鹿児島県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年12月25日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県条例第43号

鹿児島県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

鹿児島県事務処理の特例に関する条例（平成12年鹿児島県条例第7号）の一部を次のように改正する。

別表総務部の表2の項中「及び始良市」を「，始良市及び知名町」に改め，同表3の項中「徳之島町」の次に「，伊仙町」を加える。

別表企画部の表1の項中「南さつま市」の次に「，志布志市」を，「天城町」の次に「，和泊町」を加える。

別表環境林務部の表6の項中「枕崎市」の次に「，阿久根市」を，「霧島市」の次に「，南さつま市」を，「長島町」の次に「，南大隅町，龍郷町」を加える。

別表くらし保健福祉部の表11の2の項及び11の3の項中「天城町」の次に「，伊仙町」を加え，同表14の項中「，出水市」を削る。

別表商工労働水産部の表2の項市町村の欄を次のように改める。

各町村

別表農政部の表1の項中「西之表市」の次に「，垂水市」を，「十島村」の次に「，さつま町」を加え，同表2の項中「西之表市」の次に「，日置市，いちき串木野市」を加え，同表3の項第13号中「第18条第16項」を「第18条第17項」に改め，同項第14号中「第18条第17項」を「第18条第18項」に改め，同項中第55号を第56号とし，第18号から第54号までを1号ずつ繰り下げ，同項第17号中「第36条第8項」を「第36条第9項」に改め，同号を同項第18号とし，同項中第16号を第17号とし，同項第15号中「第29条の3第1項」を「第29条の4第1項」に改め，同号を同項第16号とし，同項第14号の次に次の1号を加える。

(15) 法第29条の2第4項（法第84条において準用する場合を含む。）の規定による決算関係書類の受理

別表農政部の表3の項中「，三島村，十島村，さつま町，長島町，湧水町，大崎町，錦江町，南大隅町，肝付町，中種子町，南種子町，屋久島町，大和村，宇検村，瀬戸内町，龍郷町，喜界町，徳之島町，天城町，伊仙町，知名町及び与論町」を「及び各町村」に改める。

附 則

- 1 この条例は，平成31年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際改正後の鹿児島県事務処理の特例に関する条例別表の左欄に掲げる事務に係るそれぞれの法令，条例又は規則（以下「法令等」という。）の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日前に法令等の規定により知事に対してなされた申請その他の行為で，同日以後においては同表の右欄に掲げる市町村の長が管理し，及び執行することとなる事務に係るものは，同日以後における法令等の適用については，当該市町村の長のした処分その他の行為又は当該市町村の長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

.....
鹿児島県手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年12月25日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県条例第44号

鹿児島県手数料徴収条例の一部を改正する条例

鹿児島県手数料徴収条例（平成12年鹿児島県条例第11号）の一部を次のように改正する。

別表第1農政部の表13の項中「昭和30年農林省告示第778号（農業災害補償法施行規則により診療その他の行為によつて組合員が負担すべき費用の内容に応じて農林大臣が定める点数等を定める件）の1の」を「平成30年農林水産省告示第2154号（農業保険法施行規則第117条第1項及び第166条の規定に基づき，診療その他の行為によつて組合員等が負担すべき費用の内容に応じて農林水産大臣が定める点数等を定める件）で定める」に，「各動物」を「各種別」に改める。

別表第1 土木部の表中14の4の項を削り，14の5の項を14の4の項とし，14の6の項を14の5の項とし，14の7の項を14の6の項とする。

附 則

この条例は，公布の日から施行する。

.....

鹿児島県県民の日を定める条例をここに公布する。

平成30年12月25日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県条例第45号

鹿児島県県民の日を定める条例

(目的)

第1条 明治百五十年を記念して，県民が，郷土の歴史や文化を見つめ直し，郷土に対する理解と関心を深め，ふるさとを愛する心を育むことにより，自信と誇りを持って，より豊かな鹿児島県を築き上げることを期する日として，県民の日を設ける。

(県民の日)

第2条 県民の日は，7月14日とする。

(県の事業等)

第3条 県は，県民の日の啓発を行うとともに，県民の日を中心として，県民の日にふさわしい事業を行うものとする。

2 県は，県民及び市町村その他の団体に対し，県民の日にふさわしい事業を行うよう協力を求めるものとする。

(使用料等の特例)

第4条 県民の日には，県が設置した公の施設の使用料及び利用に係る料金（以下「使用料等」という。）で規則で定めるものについては，当該使用料等に係る条例の規定にかかわらず，これを免除する。

附 則

この条例は，公布の日から施行する。

.....

病院及び診療所の人員及び施設等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年12月25日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県条例第46号

病院及び診療所の人員及び施設等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

病院及び診療所の人員及び施設等に関する基準を定める条例（平成24年鹿児島県条例第57号）の一部を次のように改正する。

第1条中「及び第5項」を削る。

第3条第1項第1号中「既存病床数」を「既存の病床数」に改め、同号ア中「総務省、法務省、財務省、林野庁」を「法務省」に改め、同号イ中「独立行政法人労働者健康福祉機構」を「独立行政法人労働者健康安全機構」に改め、同項第2号中「」の病床、無菌病室の病床又は集中強化治療室若しくは心疾患強化治療室の病床であって、当該病室の入院患者が当該病室における治療の終了後に入院するために専ら用いる他の病床が同一の病院内に確保されているもの（以下「他の病床が確保されている放射線治療病室等の病床」という。）を「以下同じ。）の病床」に改め、同項中第3号を削り、第4号を第3号とし、同項第5号中「第2条第5項」を「第2条第4項」に改め、同号を同項第4号とし、同条第2項中「他の病床が確保されている放射線治療病室等の病床の数」を「同項第2号の放射線治療病室の病床数」に改め、「あった日前」の次に「又は法第7条の2第3項の規定による命令若しくは法第30条の12第1項において読み替えて準用する法第7条の2第3項の規定による要請をしようとする日前」を加え、「行われていなかった」を「行われなかった」に改め、同条第3項中「他の病床が確保されている放射線治療病室等の病床の数と見込まれるものの数」を「同項第2号の放射線治療病室の病床数」に改める。

第4条を削り、第5条を第4条とし、第6条を第5条とする。

第7条第1項第1号及び第2号中「第15条の2」を「第15条の3第2項」に改め、同条を第6条とする。

第8条第2項中「第6条第2項」を「第5条第2項」に改め、同条を第7条とする。

第9条第2項中「第7条第2項」を「第6条第2項」に改め、同条を第8条とする。

附則第2条を次のように改める。

（療養病床に係る既存の病床数の算定に関する経過措置）

第2条 療養病床を有する病院又は診療所の開設者が、平成30年4月1日以後に当該病院又は診療所の療養病床の転換（省令附則第48条に規定する転換をいう。）を行った場合における当該転換に係る入所定員数については、平成36年3月31日までは、療養病床に係る既存の病床数として算定する。

附則第3条中「第6条第1項第2号」を「第5条第1項第2号」に改める。

附則第4条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（転換病床を有する病院の人員に関する経過措置）」を付し、同条中「第6条第1項第2号」を「第5条第1項第2号」に改め、同条の次に次の1条を加える。

第4条の2 前条の規定の適用を受ける病院の開設者が、転換を行おうとして、平成30年6月30日までに、省令附則第52条の2第1項の規定により再びその旨を知事に届け出た場合には、前条中「平成30年3月31日」とあるのは、「平成36年3月31日」とする。

附則第5条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（療養病床を有する病院の人員に関する経過措置）」を付し、同条中「前条」を「附則第4条」に、「第6条第1項第2号」を「第5条第1項第2号」に改め、同条の次に次の1条を加える。

第5条の2 前条の規定の適用を受ける病院の開設者が、平成30年6月30日までに、省令附則第53条の2第1項の規定により再び特定介護療養型医療施設又は特定病院であることを知事に届け出た場合には、前条中「平成30年3月31日」とあるのは、「平成36年3月31日」とする。

附則第6条中「第8条第1項第1号」を「第7条第1項第1号」に改める。

附則第7条中「第8条第1項第1号」を「第7条第1項第1号」に改め、「この条」の次に「及び次条」を加え、同条の次に次の1条を加える。

第7条の2 前条の規定の適用を受ける診療所の開設者が、平成30年6月30日までに、省令附則第54条の2第1項の規定により再び特定介護療養型医療施設又は特定診療所であることを知事に届け出た場合には、前条中「平成30年3月31日」とあるのは、「平成36年3月31日」とする。

附則第8条中「この条」の次に「及び次条」を加え、同条の次に次の1条を加える。

第8条の2 前条の規定の適用を受ける診療所の開設者が、平成30年6月30日までに、省令附則第55条の2第1項の規定により再び特定介護療養型医療施設又は特定診療所であることを知事に届け出た場合には、前条中「平成30年3月31日」とあるのは、「平成36年3月31日」とする。

附則第9条中「第7条第1項第3号」を「第6条第1項第3号」に改める。

附則第10条中「第9条第1項」を「第8条第1項」に、「第7条第2項第2号」を「第6条第2項第2号」に、「第7条第2項（）」を「第6条第2項（）」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

.....

鹿児島県屋外広告物条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年12月25日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県条例第47号

鹿児島県屋外広告物条例の一部を改正する条例

鹿児島県屋外広告物条例（昭和39年鹿児島県条例第83号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「第二種中高層住居専用地域」の次に「、田園住居地域」を加え、「建ぺい率」を「建蔽率」に改め、同条第1号の3中「以下」を「第5条第1項第2号の3において」に改める。

第12条中「又はこれらを管理する者」を「若しくはこれらを管理する者又は広告物若しくは掲出物件の所有者若しくは占有者（次条第1項において「広告物の表示者等」という。）」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（点検）

第12条の2 広告物の表示者等は、当該広告物又は掲出物件の本体、接合部、支持部分等の劣

化及び損傷の状況の点検をしなければならない。ただし、規則で定める広告物又は掲出物件については、この限りでない。

- 2 規則で定める広告物又は掲出物件については、前項の規定による点検は、法第10条第2項第3号イに掲げる者（第19条の11第1項第1号において「屋外広告士」という。）その他これと同等以上の知識を有するものとして規則で定める者が行わなければならない。
- 3 前項の広告物を表示し、又は掲出物件を設置する者は、この条例の規定による許可の更新の申請を行う場合には、第1項の規定による点検（当該許可の更新の申請前3月以内に行われたものに限る。）の結果を知事に報告しなければならない。

第19条の11第1項第1号を次のように改める。

(1) 屋外広告士

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

.....

鹿児島県工業用水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年12月25日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県条例第48号

鹿児島県工業用水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

鹿児島県工業用水道事業の設置等に関する条例（昭和45年鹿児島県条例第9号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項の表鹿児島臨海第2期工業用水道の項中「南栄六丁目」を「南栄一丁目 南栄二丁目 南栄三丁目 南栄四丁目 南栄六丁目 卸本町」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。